

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年6月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第3号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(連絡定期運賃)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 第5項の規定にかかわらず、京阪バスとの自動車線連絡定期運賃の額は、次の算式により算出して得た額とする。</u></p> <p><u>(ア－イ) + (ウ－エ)</u></p> <p><u>ア 高速規程第28条第2項に規定する定期旅客運賃の額</u></p> <p><u>イ 高速規程第28条第2項に規定する1区の定期旅客運賃の額×0.25</u></p> <p><u>ウ 自動車線の調整路線に係る定期旅客運賃の額</u></p> <p><u>エ 京阪バスの1区の定期旅客運賃の額×0.1</u></p> <p><u>ただし、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間に係る自動車線連絡定期運賃(高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券を除く。)の額は、次の算式により算出して得た額とする。</u></p> <p><u>ア+ (イ－ウ)</u></p>	<p>(連絡定期運賃)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

ア 高速規程第 28 条第 3 項に規定する定期旅客運賃の額

イ 自動車線の調整路線に係る定期旅客運賃の額

ウ 京阪バスの 1 区の定期旅客運賃の額 ×
0.1

(記号の表示)

第 29 条 乗車券の表面に印刷又は押印により表示する記号は、高速規程第 78 条を準用するほか次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 自動車線連絡定期券の自動車会社を表示するもの。

ア 自動車線が京都バスの場合 京都バス

イ 自動車線が京阪京都交通の場合 京都交通

ウ 自動車線が京阪バスの場合 京阪バス

別表第 1 (第 3 条関係)

2 自動車線連絡運輸

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 京阪バスとの連絡運輸

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		京阪バス		
区域	接続駅	接続停留所	区域	

(記号の表示)

第 29 条 乗車券の表面に印刷又は押印により表示する記号は、高速規程第 78 条を準用するほか次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 自動車線連絡定期券の自動車会社を表示するもの。

ア 自動車線が京都バスの場合 京都バス

イ 自動車線が京阪京都交通の場合 京都交通

別表第 1 (第 3 条関係)

2 自動車線連絡運輸

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 京阪バスとの連絡運輸

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		京阪バス		
区域	接続駅	接続停留所	区域	

各駅	京阪バスと接続する各駅	高速鉄道の駅と接続する各停留所	京都市域内の路線	普通券 <u>通勤定期券</u> <u>通学定期券</u>	各駅	京阪バスと接続する各駅	高速鉄道の駅と接続する各停留所	京都市域内の路線	普通券
<p>注 <u>通勤定期券及び通学定期券による連絡運輸を行う京阪バスの路線は、山科・醍醐地域を運行するものに限る。</u></p>									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)